



はじめに

今年、台風や集中豪雨など大規模な災害が日本各地で立て続けに発生し、甚大な被害をもたらされた年でした。異常気象の原因のひとつとされる地球温暖化の進行に伴い、今後、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。

これまでは、「緩和策」である温室効果ガス排出量削減などの地球温暖化対策が重要とされてきましたが、現在では、それに加え、既に起こりつつある気候変動の影響に対処し、被害を軽減していく「適応策」も必要となっています。

日本においては、平成 28 年 11 月に発行したパリ協定に基づき、温室効果ガスを 2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減することを目標に掲げ、地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」が推進されています。

本市では、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に向け、「城陽市環境基本条例」に基づく「第 2 次城陽市環境基本計画」や、「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「第 4 期城陽市エコプラン」を策定し、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより、本市の特徴である豊かな自然、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めています。

また、環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」においても、市民参加型事業や、環境出前講座、城陽市環境フォーラムをはじめとする環境イベントの実施など、精力的な活動が展開されています。

本市では、「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」をめざして、市民・市民団体・事業者の皆様方の声をよくお聞きし、対話を重視した取組を進めてまいりたいと考えております。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対するご理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

令和元年(2019年) 12月

城陽市長 奥田敏晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

(昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。)

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺した文化を育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議